

政令第 号

独立行政法人空港周辺整備機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）第二十九条第四項、第三十条第七項、第三十六条及び第三十七条並びに公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第十項及び第十一項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第十五条）

第二章 経過措置（第十六条・第十七条）

附則

第一章 関係政令の整備

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令

第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十七条とする。

第十二条中「空港周辺整備機構」を「機構」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第十六条 機構又は機構の役員若しくは職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。)は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等若しくは公庫等又は特定公庫等役員若しくは公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

第十一条第一項中「空港周辺整備機構」を「機構」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により不動産登記法第三十五条第三項の規定を準用する場合には、同項中「命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員」とあるのは、「独立行政法人空港周辺整備機構ノ理

事長が指定シ其旨ヲ官報ヲ以テ公告シタル独立行政法人空港周辺整備機構ノ役員又ハ職員」と読み替へるものとする。

第十一条を第十四条とし、第十条の次に次の三条を加える。

（政府及び関係地方公共団体に納付すべき残余の額）

第十一条 法第二十九条第三項の規定により政府及び関係地方公共団体に納付すべき残余の額は、それぞれ同項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。）の開始の日における政府及び関係地方公共団体からの出資額（同日後当該中期目標の期間中に政府又は関係地方公共団体から独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）に応じた額とする。

（地方納付金の納付の手續）

第十二条 機構は、関係地方公共団体の出資に係る法第二十九条第三項に規定する残余があるときは、当

該規定による納付金（以下「地方納付金」という。）の計算書に、期間最後の事業年度（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第一項に規定する期間最後の事業年度をいう。以下同じ。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該地方納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを機構に出資した関係地方公共団体に提出しなければならぬ。

（地方納付金の納付期限）

第十三条 地方納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（空港周辺整備債券令の一部改正）

第二条 空港周辺整備債券令（昭和五十年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「空港周辺整備機構」を「独立行政法人空港周辺整備機構」に改める。

第十一条第一項中「第五十二条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第九十三号を次のように改める。

九十三 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律

（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）

第九条の四第五十号を次のように改める。

五十 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十二年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第五号中「、空港周辺整備機構」を「、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号。次項第五号において「

騒防法改正法」という。) 附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構」に改め、同条第二項第五号中「空港周辺整備機構」を「騒防法改正法附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人教員研修センター」の下に「、独立行政法人空港周辺整備機構」を加える。

- 一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)別表第二第二号
- 二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百五十二号)附則第二項第二号

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第六条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号及び第四十三条第四項第五号中「空港周辺整備機構」を「独立行政法人空港周辺整備

機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）に改める。

（国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正）

第七条 次に掲げる政令の規定中「、空港周辺整備機構」を削る。

一 国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める

政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）本則

二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第一条

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第八条 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表空港周辺整備機構の項を削る。

（近畿圏整備法施行令等の一部改正）

第九条 次に掲げる政令の規定中「空港周辺整備機構」を「独立行政法人空港周辺整備機構」に改める。

一 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）第三条第一号の表前条第一号ホに掲げる施設に係る事業の項

二 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十八条の十

三 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第十四条

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「及び空港周辺整備機構」を削る。

（外国人登録法施行令の一部改正）

第十一条 外国人登録法施行令（平成四年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三十号を次のように改める。

三十 独立行政法人空港周辺整備機構

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令の一部改正）

第十二条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十九号を次のように改める。

十九 独立行政法人空港周辺整備機構

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十三条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「空港周辺整備機構、」を削り、同条第三号中「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」を「独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十四条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七七十二条を次のように改める。

（環境整備課の所掌事務）

第七七十二条 環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 飛行場の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する事。
- 二 独立行政法人評価委員会空港周辺整備機構分科会の庶務に関する事。

（国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第十五条 国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表自動車事故対策機構分科会の項の次に次のように加える。

空港周辺整備機構分科会

独立行政法人空港周辺整備機構

第九条の表自動車事故対策機構分科会の項の次に次のように加える。

空港周辺整備機構分科会

航空局飛行場部環境整備課において処理する。

第二章 経過措置

(独立行政法人空港周辺整備機構が承継する資産に係る評価委員の任命等)

第十六条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(

以下「改正法」という。)附則第二条第九項の評価委員は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
 - 二 国土交通省の職員 一人
 - 三 関係地方公共団体の職員 当該関係地方公共団体ごとに各一人
 - 四 独立行政法人空港周辺整備機構(以下「機構」という。)の役員(機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第十五条第一項の設立委員) 一人
 - 五 学識経験のある者 二人
- 2 改正法附則第二条第九項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。
 - 3 改正法附則第二条第九項の規定による評価に関する庶務は、国土交通省航空局飛行場部環境整備課において処理する。

(空港周辺整備機構の解散の登記の嘱託等)

第十七条 改正法附則第二条第一項の規定により空港周辺整備機構が解散したときは、国土交通大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第十四条から第十七条までの規定は、同年七月一日から施行する。

(空港周辺整備債券令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 改正法附則第二条第一項の規定により解散した空港周辺整備機構(以下「旧機構」という。)が改正法による改正前の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第五十二条第一項の規定により発行した空港周辺整備債券に係る空港周辺整備債券原簿及び利札については、第二条の

規定による改正前の空港周辺整備債券令（以下「旧令」という。）第九条及び第十条の規定は、旧機構の解散後も、なおその効力を有する。この場合において、旧令第九条第一項中「主たる事務所に」とあるのは「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した空港周辺整備機構の空港周辺整備債券原簿に係る空港周辺整備債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所に」と、同条第二項第三号中「第四条第三項第一号」とあるのは「独立行政法人空港周辺整備機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による改正前の空港周辺整備債券令第四条第三項第一号」とする。

理由

独立行政法人空港周辺整備機構の設立に伴い、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令その他の関係政令の整備を行うとともに、同機構が承継する資産に係る評価委員の任命等に関し所要の経過措置を定める必要があるからである。